

『世界遺産学研究』 投稿原稿(査読原稿)投稿規定

- (1) 本規程は、世界遺産学研究（以下本ジャーナル）への投稿原稿について定めるものである。
- (2) 本ジャーナルに投稿できる者は、筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻および世界文化遺産学専攻に所属する教職員、学生、および編集委員会が認めた者とする。
- (3) 本ジャーナルは、(1)の目的にかなう論文、また本専攻における教育活動に資する論文の投稿を受け付ける。本ジャーナルへの投稿は未発表、未投稿の原稿に限る。他の学会誌、研究紀要などへの投稿原稿と重複する内容の原稿は認めない。本ジャーナルにおいては、発表および掲載にあたって内容に関する全文審査を经过していないものを未発表、未投稿とする。
- (4) オーサーシップ
論文の著者は、以下の全ての要件を満たすものとする。
 - ・研究の企画・構想、もしくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、または実験・観測データの取得や解析、または理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること。
 - ・論文の草稿を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること。
 - ・論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること。
- (5) 本ジャーナルに掲載できる原稿の種類は、原著論文、研究ノートとする。原著論文は、研究テーマについて理論的に分析、考察し、結果を導き出したものとする。研究ノートは、i)研究動向・事実状況等を展望し、研究上の提言を行うもの、ii)史実、資料の紹介に重点を置き、独自の考察を加えたもの、とする。
- (6) 原稿の採否は世界遺産学研究編集委員会（以下編集委員会）によって決定される。
- (7) 原稿は、編集委員会の定める執筆要項に従って作成される。
- (8) 原稿は電子データを編集委員会に提出する。
- (9) 編集委員会から修正が求められた原稿は、編集委員会が定めた期日までに修正して再提出する。
- (10) 年度の原稿投稿締切は10月末日とする。それ以降に投稿された原稿は翌年度に掲載する。
- (11) 投稿料および掲載料は徴収しない。
- (12) 提出された原稿は、返却しない。